

石見地域教育旅行補助金制度のご案内

石見観光振興協議会では、石見地域への修学旅行等の教育旅行に対して費用の一部を支援します。

■補助対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社。

■補助対象事業

次の要件をすべて満たす教育旅行とする。ただし、部活動での合宿、大会参加等は対象外とする。

- (1) 島根県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が実施する教育旅行で石見地域を行程に含んでいるもの。
- (2) クラス単位以上で行うもの。
- (3) 石見地域内の宿泊施設で 1 泊以上宿泊するもの。
- (4) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に実施するもの。
- (5) 島根県、島根県観光連盟、当協議会が実施する他の補助金を受けていない事業であること。

なお、学校の所在する地域で緊急事態宣言、まん延防止等重点措置又は自治体による外出自粛要請が発出されている場合は対象外とする。

■補助金の額 1 回の教育旅行につき 1 校あたり 50,000 円とする。

■申請受付 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 1 日（補助金予算額に達し次第受付終了）

■参考資料 補助金交付要綱、申請様式等は、WEB「なつかしの国石見」に掲載しています

詳しくは「なつかしの国石見」で検索

なつかしの国石見

検索

「事業者の皆様へ」をご覧ください！

■お問い合わせ

石見観光振興協議会（島根県西部県民センター商工観光部観光振興課内） 担当：増田

〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254

TEL 0855-29-5647 / FAX 0855-22-5306

E-mail seibu-kankou@pref.shimane.lg.jp

■用語の定義

- (1) 教育旅行とは…修学旅行等の行事として行われる旅行
- (2) 石見地域とは…浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町